

新旧対照表

安曇野市児童生徒各種大会等出場者補助金交付要綱（平成21年安曇野市告示第159号）の一部改正

改正後			改正前																																		
<p>(交付対象)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会等は教育委員会が認めたものとし、大会等の区分、経費及び補助率は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の場合において、学校長は、大会等の区分が別表に寄り難い場合に限り、あらかじめ教育委員会に協議することができるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中信地区大会</td> <td>大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から第13条までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料</td> <td>3分の2以内</td> </tr> <tr> <td>吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>県大会</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北信越大会等</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			区分	対象経費	補助率	中信地区大会	大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料	10分の10以内	大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から 第13条 までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料	3分の2以内	吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費	10分の10以内	県大会	略	略	北信越大会等	略	略	<p>(交付対象)</p> <p>第2条 補助金の交付対象となる大会等は教育委員会が認めたものとし、大会等の区分、経費及び補助率は別表のとおりとする。ただし、大会等の出場に対し児童生徒又は当該児童生徒が在学する学校に助成がある場合は、当該助成された額を控除した額を対象経費とする。</p> <p>2 前項本文の場合において、学校長は、大会等の区分が別表に寄り難い場合に限り、あらかじめ教育委員会に協議することができるものとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中信地区大会</td> <td>大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から第12条までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料</td> <td>3分の2以内</td> </tr> <tr> <td>吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費</td> <td>10分の10以内</td> </tr> <tr> <td>県大会</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>北信越大会等</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			区分	対象経費	補助率	中信地区大会	大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料	10分の10以内	大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から 第12条 までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料	3分の2以内	吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費	10分の10以内	県大会	略	略	北信越大会等	略	略
区分	対象経費	補助率																																			
中信地区大会	大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料	10分の10以内																																			
	大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から 第13条 までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料	3分の2以内																																			
	吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費	10分の10以内																																			
県大会	略	略																																			
北信越大会等	略	略																																			
区分	対象経費	補助率																																			
中信地区大会	大会等の開催要領等で定められた児童生徒の登録費用及び著作権料	10分の10以内																																			
	大会等の開催会場が塩尻市（檜川地域に限る。）、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村、麻績村、筑北村、白馬村又は小谷村である場合に児童生徒が当該会場との往復に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）第10条から 第12条 までの規定に準じて算出した額（以下「移動費」という。） (2) バスの借上料	3分の2以内																																			
	吹奏楽等に使用する楽器の運搬に要する経費	10分の10以内																																			
県大会	略	略																																			
北信越大会等	略	略																																			